知っていますか?部落問題



インターネットで「部落の人は怖い」「同和地区は 怖い所」などと書かれていましたが本当ですか?

インターネット上で、「部落の人は怖い」「同和地区で怖い思いをした」といった書き込みを見かけることがあります。中に

は怖い人に出会ったり、怖い体験をしたという人も実際にい るかもしれません。しかし、そのような限られた体験や事例

だけで全体を決めつけてしまうような情報が正しいと言える

でしょうか。 名連の社会には様々な人が暮らしています。皆さんのまわ りでも様々な性格や性質の人、様々な難に献き、様々な趣 味や価値観を持つ人が暮らしており、日々いろんな出来事 が記きているはすです。それはどの地域でも同じです。

だから「部落の人だから怖い」や「同和地区だから怖い」という情報がいかにいい加減なものかは、すぐにおわかりいただけるかと思います。

気軽に調べ物をしたいときなど インターネットは確かに便利ですが単かれて

て書き込まれた情報もたくさんあります

いる情報がすべて正しいとはかぎりません。誤った情報や悪意・先入観を持っ

インターネットに書かれていたからといって何でも信じ込んでしまうのは偏見を

強めてしまったり、自分自身の知識・認識の幅を狭めてしまうことにもつながる









被差別部落はいつごろできたのですか?



かつては「近世政治起票談」といって、江戸時代に「士農工 南」といった身分制度が確立された際、「種多」などの被差別 身分が置かれたのが起源と言われてきました。日本史の授 章などでこのように教わった人もいるかと思います。

しかし、その後の研究によって、中世時代に「清目」や「河原 者」といった後の理多身分につながる被差別足がすでに存 在していたことが明らかになり、現在では、「中世起源説」が 有力視されています。

まだまだ明らかにされていない部分もありますが、少なくとも 「近世政治起源説」が間違いであることはわかっています。



歴史や背景は地域によっても異なります。古い時代にまで遡ることができる 地域もありますが、史料が少なかったり、残されていない地域が多いのが実 情です、型中でも1594(文禄3)年に片桐市正によっておこなわれた文禄後 地に「線多屋敷三畝廿八歩、分米弐斗八升八合」と記載されているのが最も 古い記載ですが、詳しいことはわかっていません。

今、インターネット上では・・・②

また現在、インターネット上では、全国の部落の地名や所在地、部 落出身者を暴くリストや動画などが作られ、公開・拡散されるといっ た事件も起こっています。

実行者は「隠すことこそが差別を助長している」、「部幕の所在地情 報は公開していくべきだ」と主張していますが、こうした情報が公開 されることによって差別事件が起こったり、被害を受ける人がいる ということを全く聞みないものであると言えます。



部落差別が社会に根強化生き続ける中で、こうした情報がどのように扱われるかは明らかです。部落問題の解決どころか、差別がひっそりと、確実におこなわれることになるなど、これまでの部落差別の解消に向けた取り組みの
中華を会催してするたちなで。



「同和地区間い合わせ」とはなんですか?どのよう な目的でおこなわれているのですか?



「同和地区(被差別部落)がどこにあるのか」を行政などに問 い合わせる行為のことです。

同和地区を避ける目的でおこなわれるケースがほとんどで、 匿名による電話の他、市役所や公共施設に直接出向いて問

は合わせたケースもあります。 社会の中で同和地区に対する差別意識がどのように生きているのかをよく知っており、そこに住んだり関係を持つことを なんとしてでも避けたい人や、詳しくは知らないものの、よくな い時やイメージがあるなら、なんとなく避けておきたい人など今でもさまざまな人からの問い合わせが確認されています。



問い合わせをおこなう人たちの中にも同和地区への偏見や差別意識があるこ わせが差別につながる行為であるという認識を持っていないケースが非常に

次に豊中市で実際に確認された同和地区問合せの事例について紹介します。



部落の人は、同和地区にかたまって住んでいるから 差別されるのではないですか? パラパラに住めば、どこが部落かわからなくなって 差別がなくなるのではないですか?



部落の人に限らず、多くの人がそれぞれの地域にかたまって 耐水の人に成り、多いの人かでんでんか必要によっている。 住んでいるように、このこと自体は一般的なことで、それが理由で差別されるといった話は聞いたことがありません。 つまり、固まって住んでいるからといって差別される理由や原 因にはならないはずです。

また、どこに住むかはその人自身が決めることであって他人 から強制されるものではありません。このことは憲法でも保障 されています。

「都養(同和地区)と見なし、見なされているところが差別の対象となり、そこに住む人が差別を受ける」といったありようを変えていくことこそが大切です。



こうした意見のことを「都落分散論」と言います。

これは問題の根本的解決からの逃避であり、差別の原因や理由を被差別者 側に押しつける考え方です。

本当にしなければならないのは、誰がどこに住んでも差別されることのない社会をつくることだと思います。

地区間い合わせの事例 2019年1月

豊中市立図書館への女性からの電話のケース

女性:「部落があった場所を調べたいのですが、そのような本は 置いていますか?」

職員:「なぜ、部落の場所をお知りになりたいのですか?」

女性: 「こういうことを聞くのはよくないことだとわかっては いますが、知り合いに『怖い所に住んでいる』と噂されて いる人がいるので確認するためです」

職員:「怖い所とは?具体的に何か怖いことがあったのですか?」

女性:「特にありませんが、世間的に怖いとよく聞きますし、

職員:「住んでいる地域に対する噂やイメージだけで差別を受けて 苦しんでいる人々がいます。豊中市では人権擁護都市として このような差別をなくしていくにはどうすればいいのかを 市民の皆さんと考えていこうという立場で取り組んでいます」

女性:「図書館にそのような本は置いてないということですね? では、そういうことを調べてくれる探偵社の情報は ありませんか?」

女性は「こういうことを聞くのはよくないこと」だと理解していながら電話をかけ 文性は、ついう。とを耐くのはよくない。とうたく理解していなから電話をかけてきています。また、職員から豊中市が差別をなくしていたものに取り組んでいることについて伝えられた後にも、「そういうことを調べてれる探偵社の情報 はおりませんか?上度関するなど、商業の情報にかなり執着している様子が うかがえます。この電話の後、どうなったのかがとても気になる事例です。



部落問題や差別のことをわざわざ教えるから逆に 差別がなくならないのだと思います。 そっとしておけば、差別は自然になくなるのでは



部落問題は1871(明治4)年の「賤民解放令」によって身分 制度が廃止されたことで解決するはずでしたが、差別はその 後も厳しく生き続けました。だから、都常の人達による自主的 な取り組みが起こり、それが国や自治体など、多くの人達を 巻き込んできたのです。 そっとしておくだけで問題が解決するのであれば、とっくに解

決しているはずです。

部第問題に限らず、人権問題の解決のためにはそれぞれの 問題をきちんと認識・理解していくことが大前提です。



こうした意見のことを「寝た子を起こすな論」と言います。 社会には様々な人権問題がありますが、部落問題以外でこのように言われる ことはありません。部落問題だけがこのように言われるのは、差別の根拠や理由的はつきり分からず、どうして差別が起こるのかが見えてこないからです。だ から、「教えないこと、取り上げないことで自然に差別はなくなるのではないか ?」といった誤解を生み出しているのだと思います。

地区間い合わせの事例 2020年9月

人権平和センター豊中への男性からの電話のケース

男性:「グループホームを建設するので、その場所が部落かどうか 教えてほしいし

職員:「なぜ、お知りになりたいでしょうか?」

男性:「そこが部落だったらやばいでしょう? 教えてもらえませんか?」

職員:「なぜ、そのようなことを聞かれるのか教えていただきたい のですが、どこかの会社の方でしょうか?」

男性:「教えてもらえないなら、もういいです」



電話の人物はグループホームか建設会社の関係者のようです。教えてもらえ ないと分かるとすぐに電話を切ってしまったため、本人や会社に関する情報を ふくめ、「どこにグループホームを建設するのか」、「仮にそこが部落だったらど うするのか」などについては確認できませんでしたが、「部落はやばい場所」と いう差別的な認識を持って電話してきたことは間違いありません。



「部落差別解消推進法」とはどのような法律ですか?



国や地方自治体が部落問題の解消に向けた取り組みを推進 していくための法律で、2018年12月に制定・施行されました。 現在も部落差別が存在していることや、インターネットを通じて 深刻化しつつある中で、全ての国民に基本的人権を保障する 日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進してい は、差別のない社会を表現していくことを目的に、国か 地方自治体における部落問題に関する相談体制の充実や教育・啓発、実態調査の実施など、具体的高策の必要性と資務 について定めています。



この法律は理念法で、罰則などが定められているわけではありませんが「部 落差別が今も存在している」と国がはっきりと認めるとともに、「部落差別は許 されない」ことが社会規範として明確にされたという意味では大変意義のある

しかし、法律が施行されたからといってすぐに社会が変わるわけではありませ ん。私たち1人ひとりが法律の存在を広めていくとともに、「差別はおかしい」と 声を上げていく必要があります。



なぜ部落の人はさまざまな優遇を受けることができるのですか?「特別措置法」は逆差別ではありませんか?



A かつては「同和対策事業特別措置法(1969年制定)」に基づき部第問題を解決するためのさまざまな無策がおこなわれてきました。その中には、同和地区の環境改善や部落の人達を支援するための施策もありました。

しかし、これは長年、差別によって放置されてきた部落と部落 外との格差を是正するためのもので、優遇ではありません。 その結果、一定の成果が得られたため、この法律は2002年 に廃止されました。

一部の個人施策だけが取り上げられ、問題視されていますが 道路はもちろん、学校や保育所、病院など、事業の多くは誰 もが利用でき、誰もが恩恵を受けていることを見ておかなけ ればなりません。



特別措置法の終了から20年が経過した今日でもこうした意見は多く聞かれま す。つまり、今でもこの施策が継続しているといった誤解があるということになり

これは今後の大きな課題と言えます。



部落問題は部落の人や差別する人達の問題であっ て、私たちには関係ないのではないですか?



「私は差別しないから関係ない」「だから都常問題なんて知ら なくてもいい」と考えている人もいるかもしれません。 しかし、社会の中で部落差別が生き続けている以上、誰が、 いつ、どこで、どんな形で問題と出会うかはわかりません。突 然、都落差別の現場に出くわしたり、或いは家族や友人から 部落問題について相談を受けるといった可能性もあります。 そんなとき、部落問題を知らなかったばかりに、差別を見逃 してしまったり、差別に加担してしまうことも考えられます。

部落問題は「他人事」ではなく「自分事」として、皆で考えてい く問題なのです。



部落問題の本質について正しく理解しておかないと、いざ、差別問題と出会っ たとき、誤りを指摘したり、適切なアドバイスをすることはできません。 「私には関係ない」ではなく、私達一人ひとりが自分自身にも関わる問題、ひ いては社会全体の問題として考えていくことが、差別の解消につながっていく のではないでしょうか。

「豊中市同和問題解決推進協議会答申」について

2018年3月26日、「豊中市同和問題解決推進協議会」は「豊中市に 2018年5月26日、「皇中市同和問題解決非溢結論後」は「皇中市に 計ける問知問題の解決を認たかの具体的な教育・等免の進め方 についての答申」を選判教一郎市長、(当時)に提出しました。 この善申は2016年9月に両市を入らの際間を受け、2年間の協議を 置ねて出されたもので、部落差別の源伏や市民重議のあり様ととも に見効児湯の人権疾官、学校での同和・人権修育、そして人権密発 の具体的に対し組み方と強力がが完されている「部集問題でしていくための提言者」です。 今後、この書中が行政や保育・教育関係者に設まれるとともに、部 第周題について正しく伝えるための教育や要発に活用されていくこ とが留せたます。

とが望まれます。



左:豊中市同和問題解決推進協議会答中の全文 右:とよなか人権文化まちづくり協会が作成した解説用リーフレット

「豊中市同和問題解決推進協議会」とは、部落問題の解決を目的に、部落差 別の現状や課題、効果的な教育や容楽のあり方について語る議論する機関です。学識経験者や公募によって選ばれた市民など10名の委員で BES 個構成されています。※協議会の概要や答申の全文は右記QRコード(豊中市ホームページ)から閲覧できます。